

24長寿第47541号
平成24年12月26日

各居宅介護支援事業者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公 印 省 略)

介護保険制度における居宅介護支援の適切な運用について（通知）

日頃から本県の高齢者福祉行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険制度の基本理念である利用者の自立支援を推進する上で、居宅介護支援事業は、大変重要な役割を担っています。特に、居宅サービス計画の作成は、居宅における介護サービスの提供の根幹となるものです。

平成24年度介護報酬改定においては、自立支援型のケアシステムを推進する観点から、居宅サービス計画の作成に当たって、サービス担当者会議やモニタリングを適切に実施するため、運営基準減算について評価の見直しが行われ、適正な事業運営が求められているところです。

このような状況の中で、今年度の県及び高松市が実施した実地指導及び監査において、「指定居宅介護支援等の業務の人員及び運営に関する基準（厚生省令第38号。以下「基準省令」という。）」の理解不足や居宅サービス計画の作成における認識の誤りによって、居宅介護支援の業務が適切に行われず、運営基準減算となる複数の事業所が見受けられたところです。

つきましては、居宅介護支援事業について、再度確認を行い、下記の点に御留意の上、自己点検を行っていただきますようお願いいたします。

なお、今後、保険者とも連携し、今までと同様に必要性が認められる場合は、随時監査等により業務の内容を確認させていただきますので、念のため、申し添えます。

記

- 1 基準省令第13条に示された具体的取扱方針に従い、利用者の課題分析、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の作成、居宅サービス計画の実施状況の把握などの居宅介護支援を構成する一連の業務を適切に行うこと。
- 2 上記1の業務が適切に行えていない場合は、運営基準違反であること。
- 3 「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号）」第3の6に示された居宅介護支援の業務が適切に行われない場合に

については、具体的な要件のいずれか1つでも実施していない場合は、運営基準減算とすること。

(1) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更において、以下の①～④の全ての業務を行うこと。

① アセスメントに当たり、居宅を訪問し、利用者及び家族に面接をすること。

② 居宅サービス計画原案に係る担当者全員を招集して行うサービス担当者会議を開催すること。

③ 居宅サービス計画原案を説明し、利用者の同意を得ること。

④ 居宅サービス計画を利用者及び担当者へ交付すること。

(2) 新規作成だけではなく、要介護更新認定時及び要介護状態区分の変更時もサービス担当者会議を開催すること。

(3) 1月に1回は居宅を訪問し、利用者に面接した上で、そのモニタリングの結果を記録すること。

4 居宅サービス計画を作成していない場合、要介護更新認定時及び要介護状態区分の変更時に居宅サービス計画を変更していない場合は、居宅介護支援費は算定できないものであること。

また、利用者の解決すべき課題に変化が認められる時点においても、居宅サービス計画の変更を行っていない場合は、居宅介護支援費は算定できないこと。

なお、長期及び短期目標の期間終了時は、原則、居宅サービス計画の変更を行う必要があること。

5 居宅サービス計画の「軽微な変更」として取扱う場合は、居宅サービス計画を変更する必要があるか、当該計画の軽微な変更で十分であるかについて、利用者の心身の状態や解決すべき課題等の変更の有無を、モニタリングにより十分に把握した上で判断すること（平成24年7月20日付け事務連絡「居宅サービス計画の軽微な変更の取扱いについて」参照）。

さらに、「軽微な変更」とする場合は、当該利用者の解決すべき課題に変化がないことや、基準省令第13条第3号から第11号までの一連の業務を行う必要がない理由を記録すること。

6 基準省令第13条各号の業務を実施したことが記録等により確認できない場合は、実施していないものと見なすこと。

【問い合わせ先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課

在宅サービスグループ 担当 富山・石川

電話 087-832-3274 FAX 087-806-0206

※なお、高松市に所在地のある事業者については、

高松市健康福祉部介護保険課 担当 池田

電話 087-839-2326 FAX 087-839-2337